

公益社団法人三重県歯科医師会 役員報酬等支給規則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人三重県歯科医師会（以下「本会」という。）の定款第32条の規定に基づき、本会役員に対する報酬及び退職慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第2条 この規則において「役員」とは、定款第27条に規定された理事及び監事をいう。

（報酬の意味）

第3条 この規則に定める報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の役員の在任期間中にその職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給額）

第4条 理事の報酬は、代議員会において定める役員報酬総額の範囲内で、月額2,000,000円を上限として理事会の承認を経て会長が決定する。

2 監事の報酬は、月額40,000円を上限として代議員会の承認を経て決定するものとする。

（役員退職慰労金の支給額）

第5条 役員に支給する退職慰労金の額は、報酬月額に定款第31条の任期年数を乗じた額とする。但し、任期の途中で就任又は退任した場合は、在任月数を12で除した数を乗じた額とする。

（役員退職慰労金の支給基準）

第6条 退職慰労金は、次の各号に該当する者に対して支給する。

1. 任期を満了した者
2. 在任中死亡した者
3. 辞任届を提出し受理された者

（支給方法）

第7条 報酬の支払方法は月給を基本とし、本会事務局職員給与に対する支払方法に準じる。

2 退職慰労金は、退任した日から1か月以内に現金で支給するものとする。た

だし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(長期欠勤)

第8条 役員等が長期欠勤したときの処遇は、理事会の議を経て会長が決める。

(公表)

第9条 この規則に定める役員報酬等の支給の基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、代議員会の議決によるものとする。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。